

関係法規

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例
(昭和60年12月23日静岡県条例第38号)

改正 平成元年3月29日条例第43号

平成3年3月19日条例第2号

平成4年3月25日条例第14号

平成8年3月28日条例第11号

平成11年3月19日条例第16号

平成13年7月24日条例第45号

平成15年3月12日条例第2号

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 美術の振興を図り、もって県民の文化の発展に寄与するため、静岡県立美術館(以下「美術館」という。)を静岡市に設置する。

(平3条例2・一部改正)

(観覧料)

第3条 美術館に展示されている美術品を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。

(特別観覧)

第4条 知事は、美術館に収蔵されている美術品について学術研究等のために必要があると認めるときは、当該美術品の模写、模造、撮影等(以下「特別観覧」という。)をしようとする者に対して、当該特別観覧を承認することができる。

2 前項の承認には、美術館の管理のために必要な限度において条件を付することができる。

(平3条例2・一部改正)

(特別観覧料)

第5条 特別観覧をしようとする者は、別表第2に定める額の特別観覧料を前納しなければならない。

(使用の承認)

第6条 県民ギャラリー又は講堂(以下「県民ギャラリー等」という。)を使用しようとする者は、知事の承認をうけなければならない。

2 前項の承認には、県民ギャラリー等の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(平3条例2・一部改正)

(使用の不承認)

第7条 知事は、次の各号の一に該当するときは、県

民ギャラリー等の使用を承認しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理及び運営上支障があると認めるとき。

(3) その他その使用を不相当と認めるとき。

(平3条例2・一部改正)

(使用の承認の取消し等)

第8条 知事は、第6条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害を生ずることがあっても、県はその賠償の責めを負わない。

(平3条例2・一部改正)

(使用料)

第9条 県民ギャラリー等を使用しようとする者は、別表第3に定める額の使用料を前納しなければならない。

(観覧料等の減免)

第10条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料又は使用料(以下「観覧料等」という。)を減免することができる。

(観覧料等の不還付)

第11条 既納の観覧料等は還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第12条 美術館に事務職員その他の必要な職員を置く。

(協議会の設置)

第13条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に静岡県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員)

第14条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(管理の委託)

第15条 美術館の管理は、公共的団体に委託すること

ができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。(平3条例2・一部改正)

附 則

この条例は、昭和61年1月1日から施行する。ただし、第3条から第16条までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月29日条例第43号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月19日条例第2号)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例第4条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受けている者は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例第4条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受けた者とみなす。

附 則 (平成4年3月25日条例第14号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月28日条例第11号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月19日条例第16号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成13年7月24日条例第45号)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月12日条例第2号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(1) 常設展示

| 利用区分 | 観 覧 料 |
|------|------------|
| 個 人 | 300円 |
| 団 体 | 1人につき 200円 |

備考 1 個人とは、満15歳以上の者であって、中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。

2 団体とは、20人以上をいう。

3 企画展示と常設展示を併せて観覧する場合の常設展示の観覧料は、減額し、又は無料とすることができる。

(2) 企画展示

1,500円を限度として知事はその都度定める額

別表第2 (第5条関係)

| 利用区分 | 特 別 観 覧 料 |
|---------|----------------|
| 模 写 | 1点1日につき 2,000円 |
| 模 造 | 1点1日につき 2,000円 |
| 撮 影 | 1点1回につき 4,000円 |
| 熟 覧 | 1点1日につき 1,000円 |
| 原 板 使 用 | 1点1回につき 3,000円 |

別表第3 (第9条関係)

(1) 県民ギャラリー

| 利用区分 | 使 用 料 | |
|-------------|---------------|---------|
| | 10時から17時30分まで | |
| 入場料を徴収する場合 | 県民ギャラリーA | 16,950円 |
| | 県民ギャラリーB | 12,750円 |
| 入場料を徴収しない場合 | 県民ギャラリーA | 11,300円 |
| | 県民ギャラリーB | 8,500円 |

(2) 講堂

| 使 用 料 | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 午 前 | 午 後 | 全 日 |
| 10時から12時30分まで | 13時から17時30分まで | 10時から17時30分まで |
| 7,550円 | 13,650円 | 21,200円 |

一部改正 [平成元年条例43号・4年14号・8年11号・11年16号・13年45号]

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

(平成3年3月26日静岡県規則第24号)

改正 平成5年3月25日規則第13号

平成6年3月10日規則第5号

平成9年3月28日規則第51号

平成12年3月31日規則第17号

平成13年7月24日規則第59号

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則をここに制定する。

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和60年静岡県条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 静岡県立美術館(以下「美術館」という。)

の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、美術館の長(以下「館長」という。)が特に必要と認める場合には、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。

(1) 開館時間 午前10時から午後5時30分まで。ただし、入館時間は、午後5時までとする。

(2) 休館日

ア 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日。)

イ 12月27日から翌年の1月3日までの日

一部改正 [平成9年規則51号・13年59号]

(観覧手続)

第3条 常設展示又は企画展示を観覧しようとする者は、条例第3条に規定する観覧料を納付し、観覧券の交付を受けなければならない。ただし、館長が認めた団体については、観覧後に観覧料を納めることができる。

(特別観覧手続)

第4条 条例第4条第1項に規定する特別観覧をしようとする者は、あらかじめ、様式第1号による特別観覧承認申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、特別観覧を承認したときは、特別観覧承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

(県民ギャラリー等の使用手続)

第5条 条例第6条第1項に規定する県民ギャラリー等を使用しようとする者は、あらかじめ、様式第2号による県民ギャラリー等使用承認申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、県民ギャラリー等の使用を承認したときは、県民ギャラリー等使用承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用の制限)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 館内の風紀若しくは秩序を乱し、又は設備を損傷するおそれのある者

(2) 館内の諸規程に違反し、又は管理運営上支障があると認められる者

(3) その他館長の指示等に違反した者

(譲渡等の禁止)

第7条 第4条第2項又は第5条第2項の規定による承認を受けた者(以下「使用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第8条 使用権利者は、その使用を終わったときは、

速やかに、県民ギャラリー等を原状に復しななければならない。条例第8条第1項の規定により使用の承認の取消し等の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第9条 美術館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、美術館の施設若しくは設備を損傷し、又は美術品等を亡失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(観覧料等の減免)

第10条 条例第10条の規定による観覧料等の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額

(2) 前号に規定する者が常設展示又は企画展示を観覧するときに現に付き添って介護をしている者(障害者1人につき1人に限る。)が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額

(3) 年齢70歳以上の者が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額

(4) 教育課程に基づく教育活動として常設展示を観覧する児童又は生徒を引率する者が常設展示を観覧する場合 観覧料の全額

(5) その他館長が特別の理由があると認める場合 館長が別に定める額

2 観覧料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ、様式第3号による観覧料等減免申請書を館長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前項第1号から第3号までに規定する者が常設展示又は企画展示を観覧するときは、この限りでない。

3 館長は、観覧料等の減免を承認したときは、観覧料等減免承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

一部改正 [平成5年規則13号・9年51号・12年17号]

(観覧料等の還付)

第11条 条例第11条ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 観覧者、特別観覧者又は県民ギャラリー等の使用者の責めに帰することができない理由により観覧、特別観覧又は県民ギャラリー等の使用ができなくなったとき。

(2) その他館長が特別の理由があると認めるとき。

2 観覧料等の還付を受けようとする者は、観覧券又は様式第4号による特別観覧料(使用料)還付申請書を館長に提出しなければならない。ただし、前項第1号に規定する理由に該当する特別観覧料及び県民ギャラリー等使用料の還付については、この限りでない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に
関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月25日規則第13号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月10日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日規則第51号)

この規則は、平成9年4月1日より施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第17号)

- この規則は、平成12年4月1日より施行する。
 - この規則の施行の際改正前の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申請書は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
 - この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
- 附 則 (平成13年7月24日規則第59号)
この規則は、平成13年10月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

特別観覧承認申請書

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所

氏名

電話番号

次のとおり特別観覧の承認を受けたいので、申請します。

| 美術品の名称 | | 作者名 | | 点数 |
|---------|-----------------------|-----|---|-----|
| 特別観覧の目的 | | | | |
| 区分 | 模写 模造 撮影 熟覧 原板使用 | | | |
| 日時 | 年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで | | | |
| 内 訳 | 模 写 | 点 日 | 円 | 合 計 |
| | 模 造 | 点 日 | 円 | |
| | 撮 影 | 点 日 | 円 | |
| | 熟 覧 | 点 日 | 円 | |
| | 原板使用 | 点 日 | 円 | |
| 備 考 | | | | |

様式第2号 (第5条関係)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

県民ギャラリー等使用承認申請書

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊦]

次のとおり県民ギャラリー等の使用の承認を受けたいので、申請します。

| | | |
|------------|--|---|
| 展覧会、講演会の名称 | | |
| 展覧会、講演等の内容 | | |
| 使用区分 | 県民ギャラリー (A・B) 講堂 | |
| 使用期間 | 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 日間 | |
| 入場料等の徴収の有無 | 有・無 | 円 |
| 主催者名 | | |
| 連絡責任者及び電話 | | |
| 後援者名 | | |

(注) 展覧会、講演等の詳細な内容を記載した書類を添えてください。

様式第3号 (第10条関係)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

観覧料等減免申請書

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊦]

次のとおり観覧料等の減免の承認を受けたいので、申請します。

| 減免申請の区分 | 観覧料 | 特別観覧料 | 使用料 |
|-----------------------|------------------------------------|-------|-----|
| 申請の理由 | | | |
| 日 時 | 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで | | |
| 観覧人員 | 人 | | |
| 県民ギャラリー等使用の場合は、推定入場人員 | 人 | | |
| 責任者氏名 | | | |
| 責任者電話番号 | | | |
| 観覧料等 | 円 | | |
| 減免申請額 | 円 | | |

様式第4号(第11条関係)

(用紙日本工業規格A4縦型)

特別観覧料
使用料 還付申請書

年 月 日

静岡県立美術館長様

住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕^印

特別観覧料
使用料 次のとおり 還付を受けたいので、申請します。

| | |
|--------------------|---|
| 特別観覧承認書等の年月日及び文書番号 | |
| 還付を受けようとする理由 | |
| 還付を受けようとする金額 | 円 |

(静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第10条の表中に掲げる特別の理由及び別に定める額の範囲について)

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則(平成3年静岡県規則第24号)第10条の表中「その他館長が特別の理由があると認めるとき。」は、次の表の左欄に該当する場合とし、同条の表中「減免する額」は、次の表の右欄に掲げる額とする。

| 観覧料等を減免する場合 | 減免する額 |
|--|----------------|
| 大学等の教員、美術館等の学芸員及びその他の研究者が学術研究のために特別観覧するとき。 | 特別観覧料の全額 |
| 小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の教諭が教科研究のために特別観覧するとき。 | 特別観覧料の全額 |
| 新聞社及び出版社等が掲載する記事のために特別観覧する場合であって、美術館の宣伝に役立つと認められるとき。 | 特別観覧料の全額 |
| 静岡県立美術館と実質共催で事業を行うために県民ギャラリー等を使用するとき。 | 使用料の全額 |
| 静岡県立美術館と名義共催で事業を行うために県民ギャラリー等を使用するとき。 | 使用料の2分の1に相当する額 |
| その他館長が特別の理由があるものと認めるとき。 | 館長が別に定める額 |

附 則

この規程は、平成3年4月1日より施行する。

静岡県立美術館県民ギャラリー利用規程

(目的)

第1条 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則(平成3年静岡県規則第24号)第5条及び第12条に基づき、県民ギャラリーの管理を適正に行うため、次のとおりこの規程を定める。

(利用範囲)

第2条 県民ギャラリーは、美術に関する展覧会を開催する場合に利用できる。

2 美術に関する展覧会であっても、収益を目的とする場合は利用できない。

(使用期間)

第3条 使用期間は、原則として1週間(月曜日13時～翌週月曜日12時30分)を単位とし、引き続き使用する場合は最大4週間とする。

2 使用期間は、搬出入を含めて10時より17時30分までとする。

(申込期間)

第4条 申込期間は次のとおりとする。

| 使用希望期間 | 申 込 期 間 |
|---------|----------------|
| 1月～3月 | 前年6月1日～6月15日 |
| 4月～6月 | 前年9月1日～9月15日 |
| 7月～9月 | 前年12月1日～12月15日 |
| 10月～12月 | 3月1日～3月15日 |

(申込方法)

第5条 使用しようとする者は、あらかじめ県民ギャラリー等使用承認申請書に必要書類を添付して、美術館に提出しなければならない。

(設備取り付け等)

第6条 使用者が、施設に特別の設備を取り付け、又は、備え付け以外の備品を使用する場合は、許可を必要とする。

(物品等の販売)

第7条 物品の販売を行うときは、あらかじめ館長の許可を必要とする。

2 展示品の販売は、一切許可しない。

(展示品等の管理)

第8条 使用期間中の展示品等の管理については、主催者が責任を持って行うものとする。

(原状回復義務)

第9条 搬出時には搬入した作品をすべて搬出すると共に、施設等を現状に復し、美術館職員の点検を受けなければならない。残留された物品等に関しては、美術館は一切責任を負わない。

(職員の立ち入り)

第10条 管理上必要があると認めるときは、美術館職員が貸し出し施設に立ち入ることができる。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

静岡県立美術館専門委員設置要綱

(設置)

第1条 静岡県立美術館（以下「美術館」という。）の美術品収集等専門的事項を適切に処理するため、美術館に静岡県立美術館専門委員（以下「委員」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員は次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 美術品の選定に関すること。
- (2) その他美術に関する専門的事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は6名以内とする。

2 特別の事項を調査する必要があるときは、美術館長は臨時委員を委嘱することができる。

3 美術品の選定については、物件ごとに3人以上の委員又は臨時委員とする。

(委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は美術に関する専門的知識を有する者の中から美術館長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員は再任することができる。
- 3 臨時委員は当該特別事項の調査が終了したときは退任するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、美術館長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

2 静岡県立美術館顧問設置要綱（昭和57年9月1日施行）及び静岡県立美術館資料選定委員設置要綱（昭和57年9月1日施行）は廃止する。

静岡県立美術館資料評価委員会要綱

(設置)

第1条 静岡県立美術館に収蔵する資料を適正に評価するため、静岡県立美術館に資料評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人で組織する。

- 2 委員会は、別表にある者をもってこれに充てる。
- 3 委員会に、会長及び副会長を置く。
- 4 会長には生活・文化部長、副会長には文化振興総室長をもってこれに充てる。
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、会長が招集する。

(専門評価員)

第4条 委員会に、専門評価員を置く。

- 2 専門評価員は、美術館長がこれを委嘱する。
- 3 専門評価員は、物件ごとに3人以上とする。
- 4 専門評価員は、会長の求めに応じて個々に独立して物件の価格評価を行い、評価の結果を会長に報告するものとする。
- 5 専門評価員は、静岡県立美術館の専門委員を兼ねることができない。
- 6 専門評価員は、任務が終了したときは解嘱されるものとする。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、静岡県立美術館において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し 必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成14年4月1日から施行する。

別表

| |
|---|
| 生活・文化部長 文化振興総室長 生活文化管理室長 文化政策室長 美術館副館長 |
|---|

静岡県立美術館協議会設置要綱

静岡県立美術館協議会設置要綱をここに制定する。
静岡県立美術館協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県立美術館の運営を円滑に進めるため、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、静岡県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、知事が任命する。

- 2 委員の定数は、15人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(協議会の会長等)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第5条 協議会の庶務は、美術館において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行の際現に県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和60年12月23日条例第38号)第13条に規定する静岡県立美術館協議会の委員に任命されている者は、協議会の委員に任命されたものとみなす。
- 3 前項の規定により協議会の委員に任命されたものとみなされた者の任期は、平成4年7月31日までとする。

静岡県立美術館協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。

- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。